

瀬戸市障害者手当支給条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第12号

瀬戸市障害者手当支給条例を廃止する条例

瀬戸市障害者手当支給条例（昭和45年瀬戸市条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 瀬戸市障害者手当支給条例第12条の規定による不正利得の返還に関しては、この条例の施行後も、なおその効力を有する。